

平成24年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

平成24年9月19日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成24年9月19日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第1号 平成23年度周防大島町公営企業局事業会計積立金の処分について(討論・採決)
- 日程第2 認定第1号 平成23年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について(討論・採決)
- 日程第3 認定第2号 平成23年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(討論・採決)
- 日程第4 認定第3号 平成23年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について(討論・採決)
- 日程第5 認定第4号 平成23年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(討論・採決)
- 日程第6 認定第5号 平成23年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(討論・採決)
- 日程第7 認定第6号 平成23年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(討論・採決)
- 日程第8 認定第7号 平成23年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について(討論・採決)
- 日程第9 認定第8号 平成23年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について(討論・採決)
- 日程第10 認定第9号 平成23年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について(討論・採決)
- 日程第11 認定第10号 平成23年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について(討論・採決)
- 日程第12 議案第2号 平成24年度周防大島町一般会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第13 議案第3号 平成24年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 日程第14 議案第4号 平成24年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

(討論・採決)

- 日程第15 議案第5号 平成24年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 日程第16 議案第6号 平成24年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 日程第17 議案第7号 平成24年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 日程第18 議案第8号 平成24年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 日程第19 議案第17号 動産の買入れについて(平成24年度 周防大島町公用車(塵芥車)購入)
- 日程第20 発議第1号 周防大島町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第21 岩国基地関連対策特別委員会における「岩国基地関連の対策について、関連機関との連携、情報の交換を通して最良策を構築すべく調査研究」の報告について
- 日程第22 地域活性化特別委員会における「大島大橋(国道437号)を活かした地域活性化に向けての調査研究」の報告について
- 日程第23 議会広報編集特別委員会における「議会広報の編集・発行」の報告について
- 日程第24 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 平成23年度周防大島町公営企業局事業会計積立金の処分について(討論・採決)
- 日程第2 認定第1号 平成23年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について(討論・採決)
- 日程第3 認定第2号 平成23年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(討論・採決)
- 日程第4 認定第3号 平成23年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について(討論・採決)
- 日程第5 認定第4号 平成23年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(討論・採決)
- 日程第6 認定第5号 平成23年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(討論・採決)

- 日程第7 認定第6号 平成23年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
- 日程第8 認定第7号 平成23年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
- 日程第9 認定第8号 平成23年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
- 日程第10 認定第9号 平成23年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
- 日程第11 認定第10号 平成23年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について（討論・採決）
- 日程第12 議案第2号 平成24年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 日程第13 議案第3号 平成24年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 日程第14 議案第4号 平成24年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 日程第15 議案第5号 平成24年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 日程第16 議案第6号 平成24年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 日程第17 議案第7号 平成24年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 日程第18 議案第8号 平成24年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 日程第19 議案第17号 動産の買入れについて（平成24年度 周防大島町公用車（塵芥車）購入）
- 日程第20 発議第1号 周防大島町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第21 岩国基地関連対策特別委員会における「岩国基地関連の対策について、関連機関との連携、情報の交換を通して最良策を構築すべく調査研究」の報告について
- 日程第22 地域活性化特別委員会における「大島大橋（国道437号）を活かした地域活性化に向けての調査研究」の報告について
- 日程第23 議会広報編集特別委員会における「議会広報の編集・発行」の報告について
- 日程第24 議員派遣の件について

出席議員（18名）

1番 田中隆太郎君	2番 杉山 藤雄君
4番 新山 玄雄君	5番 平野 和生君
6番 魚原 満晴君	7番 今元 直寛君
8番 広田 清晴君	9番 安本 貞敏君
10番 尾元 武君	11番 中村 美子君
12番 中本 博明君	13番 魚谷 洋一君
14番 平川 敏郎君	15番 松井 岑雄君
17番 久保 雅己君	18番 布村 和男君
19番 小田 貞利君	20番 荒川 政義君

欠席議員（1名）

3番 神岡 光人君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 中尾 豊樹君	議事課長 中村 和江君
書記 大下 崇生君	書記 林 祐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木 巧君	代表監査委員	相川 實君
副町長	岡村 春雄君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	石原 得博君	総務部長	星出 明君
産業建設部長	西本 芳隆君	健康福祉部長	西村 利雄君
環境生活部長	松井 秀文君	久賀総合支所長	松村 正明君
大島総合支所長	北杉 憲昌君	東和総合支所長	木村 順一君
橘総合支所長	中原 義夫君		
会計管理者兼会計課長			岡本 洋治君
教育次長	中野 守雄君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君
総務課長	奈良元正昭君	財政課長	中村 満男君

午前 9 時 30 分開議

議長（荒川 政義君） おはようございます。それでは、昨日 18 日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第 1 . 議案第 1 号

日程第 2 . 認定第 1 号

日程第 3 . 認定第 2 号

日程第 4 . 認定第 3 号

日程第 5 . 認定第 4 号

日程第 6 . 認定第 5 号

日程第 7 . 認定第 6 号

日程第 8 . 認定第 7 号

日程第 9 . 認定第 8 号

日程第 10 . 認定第 9 号

日程第 11 . 認定第 10 号

議長（荒川 政義君） 日程第 1、議案第 1 号平成 23 年度周防大島町公営企業局事業会計積立金の処分について、日程第 2、認定第 1 号平成 23 年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 11、認定第 10 号平成 23 年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定についてまでの 11 議案を一括上程し、これを議題とします。

9 月 6 日の本会議において所管の常任委員会へ分割付託いたしました付託案件について、各常任委員長より委員会審査報告書が提出されておりますので、11 議案について各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長より委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。魚谷総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長（魚谷 洋一君） 総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、9 月 10 日、委員会を開催し、審査を行いました。

審査に当たりましては、議案の所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、認定第 1 号のうち本委員会所管部分と認定第 9 号については、お手元に配付いたしております委員会審査報告書のとおり、2 件とも認定すべきものと決定いたしました。

審査に当たりました順次に沿って、その過程における発言のうち、主なものについて申し上げ

ます。

まず、認定第1号平成23年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、総合支所関係では、業務委託等で植栽管理や草刈り業務を行う場合、日報を提出させるようにすべきではと以前に提案したが、現在はどうなっているのか。また、分庁体制のもとで支所の充実が求められているところであるが、支所の職員体制は現状で対応可能かとの質問に対して、草刈りについては日報を提出させている。また、職員が道路等の巡回をするときに草刈り状況の確認をしている。職員体制については、地域支援班へ住民から道路整備や原材料支給等の要望が年々ふえ、即時に対応するよう努めており、人員不足気味と思われるとの答弁でありました。

以前に、原材料費と小規模施設整備事業補助金の予算額が少ないのではとの質問をしたところ、補正予算で対応するとのことであったが、住民と直接かかわるのが支所であり、今後とも十分に対応していただきたいとの意見がありました。

工事請負費の中に、木の伐採が橘総合支所と東和総合支所で上がっているが、具体的にはどのような場所かとの質問に対して、橘総合支所管内では、幹線道路で大型バス等が通行しにくい状態になっているような場所で伐採をしている。東和総合支所管内では、マイクロバスに木の枝が当たるような状態であれば伐採しているとの答弁でありました。

次に、教育委員会の総務課関係では、久賀学校給食センターの給食費滞納の状況はどのようになっているのかとの質問に対し、平成23年度は平成22年度より少なくなっている。平成24年度についても、学校の努力により、昨年以上に未納額が少なくなっていると学校長より聞いているとの答弁でありました。

久賀の元教職員住宅はどのようになっているのかとの質問に対し、行政財産から普通財産へ移管されている元教職員住宅（全く使用されていない教職員住宅）については、老朽化して住める状態ではない。このまま放置しておくことは、近隣の方々へ迷惑をおかけすることになるので、解体することを検討しているとの答弁でありました。

学校教育課関係では、特別支援教育支援員は、どういった学級に配属しているのかとの質問に対して、通常学級児童の中で生活指導等の支援が必要な児童に対して、支援を行うために配置しているとの答弁でありました。

小、中学校におけるいじめを教育委員会は把握しているのか。さまざまな機関と連携を図り、子供の目線に立っていじめ問題を解決していくべきだとの質問に対して、各学校のいじめの実態については、定期的に、また必要があれば随時、調査を行いその実態把握に努めている。この1学期の調査結果では、小学校で1件、中学校で2件のいじめの報告があった。教育委員会と学校、そして関係機関との連携を図り、解決に努めているところであるとの答弁でありました。

いじめの原因は、学校にあるのではなく家庭にあるのではないかと、より正確な実態の把握に努

めてもらいたいとの意見に対し、今後も、いじめ問題の解決に適切に対応をしていきたいとの答弁でありました。

社会教育課関係では、特に質疑はありませんでした。

次に、総務課関係では、ハザードマップを作成したとのことであるが、国や県において東南海・南海地震の被害想定が見直されている中、見直し時期については考えているのかとの質問に対して、今回作成したのは、土砂災害ハザードマップであり、現段階の山口県が示す被害想定をもとに作成している。既に作成済みである高潮洪水ハザードマップなどについては、国や県の方針が決定すれば見直しも検討するとの答弁でありました。

浄水器や発電機などの動力はエンジンとのことであるが、いざというときに使用できないようでは困る。月1回程度は動かすなどのメンテナンスを含め、平時の利用についてはどう考えているのかとの質問に対して、現在、防災訓練や消防の応急操法訓練などで利用している。今後は総合支所とも協議し、メンテナンスに努めたいとの答弁でありました。

火災や訓練などに出てこないなど名前だけ団員になっている分団員も退職金などの対象となるので、そういった団員のチェック体制はどうなっているのかとの質問に対して、団員確保の関係もあるが、各分団の分団長の協力も得ながらチェックはしていきたいとの答弁でありました。

なお、税務課、政策企画課、財政課、契約監理課、会計課及び議会事務局の説明に対しては、特に質疑はありませんでした。

以上が、認定第1号平成23年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について主なものであります。

次に、認定第9号平成23年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定に関しては、特に質疑はありませんでした。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。議長（荒川 政義君） 総務文教常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

総務文教常任委員長に対する質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今年度、基本的に大きいのが、総務であったら、諸支出金及び学校等の不用額部分はかなり大きいというふうには私は思っております。そういう中で、委員会の中で、例えば、款の教育費の中で不用額の大きい分はどれか、諸支出金の中で不用額が発生しちよるが、これはどういう性格のものなのか、という部分について、3億円ぐらいになると思うんですが、質疑がなかったですか。また、なかったかあったか答弁してもらおうとともに、実際的に答弁があったら、ちょっと答えていただきたいというふうに思います。

総務文教常任委員長（魚谷 洋一君） 本委員会の中では、そういった質疑はありませんでした。
議長（荒川 政義君） ほかに、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。総務文教常任委員長、御苦労さまでした。

次に、民生常任委員長より委員会審査経過の並びに結果の報告を求めます。尾元民生常任委員長。

民生常任委員長（尾元 武君） 民生常任委員会を代表いたしまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月10日、全委員出席のもと、委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査に当たりましては、所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審議の結果、認定第1号のうち本委員会所管部分から認定第4号まで、議案第1号及び認定第10号について、お手元に配付しております委員会審査報告書のとおり、全件とも可決及び認定すべきものと決定いたしました。

審査に当たりました過程における発言のうち、主なものについて申し上げます。

まず、認定第1号一般会計決算の福祉課関係では、町社会福祉協議会に委託をしている地域見守りネットワーク整備強化事業の内容はとの質問に対し、執行部より、緊急連絡カード39万1,000円、困りごと相談所13万3,000円、地域福祉座談会・口腔ケアボランティア・ふれあいの集い141万5,000円、地域見守りネットワーク構築459万8,000円、在宅有償サービス推進42万円、合計695万7,000円であるとの答弁でした。

福祉医療費1億5,012万円の対象者の区分はとの質問に対し、執行部より、乳幼児医療424名、ひとり親家庭医療208名、重度心身障害者医療853名であるとの答弁でした。

社会福祉施設整備事業経費の借地料247万8,000円はどこの施設で、何名分かとの質問に対し、執行部より、慈光荘5名、やまびこ苑6名、太陽の家1名、高塔苑1名、棕野生きがいの家1名であるとの答弁でした。

福祉事務所設置事業の財源は特別交付税対応かとの質問に対し、執行部より、国庫補助金が2分の1で、残りの2分の1が一般財源であるとの答弁でした。

町立保育所の一時保育が延べ532人となっている。利用状況はどうなっているのかとの質問に対し、執行部より、蒲野保育所が延べ30人、久美保育所が延べ182人、日良居保育所が延べ320人である。保護者の病気や育児疲れ、お産帰り、冠婚葬祭時等に一時的に預かるとの答弁でした。

次に、健康増進課関係では、委員より山口県地域自殺対策緊急強化事業補助金が歳入に新規計上されているが、どのような事業を実施しているのかとの質問に対し、執行部より、自殺が多いことからその対策として実施している精神保健事業であり、鬱病等に関する講演会やパンフレットの全戸配布などを行っているとの答弁でした。

しまとぴあスカイセンターの施設管理は町社会福祉協議会に委託しているが、どのようなことをしているのか。また、機械設備が不具合のとき、対応に時間を要することがあった。施設管理を的確にしてほしいとの質問に対し、執行部より、会場使用の受付、清掃、鍵の開閉等、しまとぴあスカイセンター全体の管理を行っている。また、今後は、機械設備の配置や利用上の注意点について、施設管理者を指導し対応が円滑にできるようにしていくとの答弁でした。

次に、認定第2号国民健康保険事業特別会計決算の税務課関係では、委員より、平成23年度国民健康保険税の税率改正の影響額はとの質問に対し、執行部より、被保険者1人当たりの平均は、平成22年度が6万9,332円に対し、平成23年度が7万8,030円で、8,698円の増、1世帯当たりの平均は平成22年度が11万2,938円で、平成23年度が12万6,334円、1万3,396円の増となっているとの答弁でした。

町外の滞納者について、出張等により訪問徴収をしているのか、また、滞納者で収入がある時期が判明している場合には、訪問して徴収等を行っているのかとの質問に対し、執行部より、広島市等への訪問徴収は行っていないが、預金や保険等の調査を行い、必要であれば差押を行っている。また、給与等は口座に入金された時点で差押が可能であるが、給与には差押禁止額の計算もあるので、状況等を確認して対応している。訪問徴収も行っているが、最終的には自主納付となるよう指導を行っているとの答弁でした。

次に、健康増進課関係では、委員より、一般会計からの繰入金は赤字補填にとどまらず、予算額全体を支出することが国保の安定化には必要と考えるとの意見に対し、執行部より、国保会計の安定を図るためには、国の方針として県単位化を進めていることから、賦課方式については平成24年度から改正し、税率においても県の平均までは上げておかなければならないと考えているとの答弁でした。

次に、認定第3号後期高齢者医療事業特別会計決算について、委員より、後期高齢者医療については県単位で行っているが、山口県の保険料は全国でどのくらいに位置しているのかとの質問に対し、執行部より、全国で高いほうから12番目である。医療費は全国で10番目に高く、したがって、保険料も上がるとの答弁でした。

次に、認定第4号介護保険事業特別会計決算について、委員より、繰入金のうち、人件費などに充当するその他一般会計繰入金に介護給付費分を上乗せして繰り入れることは可能かとの質問に対し、執行部より、介護給付費に係る繰入については、介護保険法で12.5%と定められて

いるため上乘せは不可能であるとの答弁でした。

介護給付費準備基金を平成23年度に全額取り崩しているが、全額取り崩す必要があったのかとの質問に対し、執行部より、平成21年度から平成23年度の3カ年で介護保険計画を策定し、介護保険料を決定したが、計画より給付がふえたため、最終年度である平成23年度に財源不足となった。この不足を解消するために、まず、準備基金の全額取り崩しを行ったが、それでも財源不足の穴埋めができなかったため、山口県財政安定化基金から借入れを行った。借入れをするためには、準備基金の全額取り崩しは必要であるとの答弁でした。

第三者納付金の具体的内容はとの質問に対し、執行部より、交通事故が原因で介護保険の給付サービスを受けた場合、加害者の過失割合に応じて、町が負担した給付額に充当される損害賠償金であるとの答弁でした。

次に、議案第1号公営企業局事業会計積立金の処分について、質疑はありませんでした。

次に、認定第10号公営企業局企業会計決算について、委員より、公営企業局の消費税についての質問に対し、執行部より、基本は全ての費用が課税対象で、薬品、診療材料及び給食材料等のたな卸資産、資本的支出、収益的支出に係る消費税を費用計上している。病院は収入のほとんどが非課税売上なので、一般の会社と違い、病院側が支払消費税を負担しているのが現状である。平成23年度の支払消費税額は約8,050万円である。今後、消費税が上がれば負担も増加するとの答弁でした。

看護学校の奨学金制度についての質問に対し、執行部より、現在35名が奨学金を受けており、今後採用を見込んでいる。奨学金の額は月額4万円と6万円で、4万円の場合は3年間の勤務で償還免除、6万円の場合はその1.5倍の4年6カ月の勤務で償還免除としているとの答弁でした。また、奨学金の償還免除期間を長くすれば離職は少なくなるのではないかとこの質問に対し、執行部より、現状の金額と免除期間が妥当と考えているとの答弁でした。

高齢化が進んでいる中、送迎バスの路線を現在の主要道路からもっと民家の近くまで送迎するよう変更はできないのかとの質問に対し、執行部より、今までは大型の29人乗りバスで自立歩行できる患者様をたくさん送迎するように運行してきた。現状では難しい状況はあるが、今後小回りのきく車両の導入も含め検討しなければならないと思うとの答弁でした。

平成18年度から赤字が続いて、経営が厳しい状況である。平成23年度は、建設改良積立金を取り崩したが、今後赤字を補填できるのは建設改良積立金約15億円のみということかとの質問に対し、執行部より、現状の会計制度では、建設改良積立金のみであるが、平成26年度までに移行する新会計制度では、減債積立金11億円も赤字補填に使える。後は議会の議決を経て自己資本金を取り崩して補填するか、赤字を積み上げることになるとの答弁でした。

大島病院の長期入院患者はどのくらいの期間入院しているのかとの質問に対し、執行部より、

現在、平成17年入院が1名、平成19年入院が2名、平成21年入院が2名である。地域連携で調整はしているが5名程度は長期入院であるとの答弁でした。

貸借対照表の未収金約5億円の内容はとの質問に対し、執行部より、診療報酬及び介護報酬は通常2カ月後に入るので、この金額が未収金に計上されている。また、過年度未収金として患者一部負担金約480万円が計上されているとの答弁でした。

老人保健施設の入所者の介護度について、経営的な基準は定めているのかとの質問に対し、執行部より、介護度は基準を定めていない。要介護度1から入所でき、平均は要介護度3くらいであるとの答弁でした。

以上が、本委員会に付託されました案件に対する審査の内容であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

議長（荒川 政義君） 民生常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

民生常任委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。民生常任委員長、御苦労さまでした。

次に、建設環境常任委員長より委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。安本建設環境常任委員長。

建設環境常任委員長（安本 貞敏君） 建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、9月10日、委員5名出席のもと、委員会を開催し、審査を行いました。審査に当たりましては、議案の所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審議の結果、認定第1号のうち、本委員会所管部分及び認定第5号から認定第8号については、認定すべきものと決定いたしました。審査に当たりました順次に沿って、その過程における発言のうち主なものについて申し上げます。

まず、商工観光課関係では、認定第1号一般会計について、委員より、星野哲郎記念館は、他の公共施設のように指定管理にはできないのかとの質問に対しまして、星野先生の著作物の展示など、建設当時の経緯から、関係者以外で誰でも指定管理者になり得るとは考え難いと思われるとの答弁でございました。

観光協会の補助金、2,020万円のうち、1,200万円程度が人件費となっている。事業運営に何人も人が要するのか。人件費と観光事業費との支出バランスについて検証が必要ではとの質問に対しまして、観光に係る事業は、イベントの調整準備だけでなく、事業者間の調整や企画、日常の観光協会の運営なども行っている所以需要である。支出バランスについては、職員はそれ

それが重なって運営にかかわっていることもあるので、事業ごとの整理は困難な部分があるとの答弁でございました。

次に、農林課関係では、認定第1号一般会計について、委員より、イノシシの被害が多いので郡外の猟友会にお願いしてみてもどうか。また、わな資材費はどれくらいか、免許取得費の補助はどのようになっているのかとの質問に対しまして、有害鳥獣の捕獲は、猟友会大島支部に委託し捕獲許可を出している。猟友会大島支部に属していない郡外の方には、有害鳥獣の捕獲許可を出せない。わな資材費は平成23年度では100万円予算を計上している。免許を取得するには講習と試験があり、県から2万円の補助、県が補助できない部分に町が6分の3、農協が6分の2の補助を行い、個人負担は6分の1であるとの答弁でございました。

担い手育成総合支援協議会交付金360万円の内訳と何年前から実施しているのか、離農した人はいないのかとの質問に対しまして、平成23年度は2名に180万円を交付している。実施については、2年前から始まった事業で、現在やめた人はいないとの答弁でありました。

また、委員より、この担い手育成総合支援協議会交付金は、県、町が農業の後継者を育成していく補助金であるが、5年から7年の補助金で終わりではなく、その後のサポートも必要である。また、補助金を受ける期間には指導管理をもっと強化しないといけないとの意見がありました。

次に、水産課関係では、認定第1号一般会計について、委員より、アサリの放流事業について状況はどうかとの質問に対しまして、下田の環境・生態系保全活動支援事業によるアサリについては、順調に親貝に成長しており、拡大してふやしていこうとしている。また、ナルトビエイに食べられないようにネットを設置した。油良については、今は放流事業を行っていないが、日前については、400キログラムの放流をしたとの答弁でありました。

防波堤にフェンスが設置されている箇所があるが、どういう理由で設置しているのか。漁業者から要望があって設置しているのかとの質問に対しまして、侵入防止柵は、地元漁業者と釣り人とのトラブルの多い場所に設けており、漁協を通じて要望があった箇所に町が設置しているとの答弁でありました。

次に、建設課関係では、認定第1号一般会計について、委員より、沖浦西港にかなりの数の不法係留船が見受けられ、放置状態にある。所有者は町外の者が多数と思われ、台風対策等の対処をしないので他の係留船が困っているのが現状である。町、県で対応は可能かとの質問に対して、沖浦西港は県管理である。柳井土木建築事務所港湾課へ現状把握を依頼するとの答弁でありました。

次に、上下水道課関係では、認定第1号一般会計について、質疑はありませんでした。

認定第5号簡易水道事業特別会計について、委員より、簡易水道使用料の滞納額が現年度分と滞納繰越分を合わせて相当額あるが、徴収対策はどのように行ったのかとの質問に対しまして、

現年度分は、上下水道課で、滞納繰越分は税務課と協力して行っている。平成23年度において、17件の分納誓約書の提出があり、上下水道課においては、主に納付相談による徴収を行っているとの答弁でありました。

大口利用者について料金を値下げした場合、新規の利用者が見込めるのではないかとの質問に対しまして、平成23年度において、大口利用者は、2カ月当たり、1,000m³以上は4社であり、料金は、平成22年度の料金改定において、超過料金は据え置いているとの答弁でありました。

新規の利用者については、普及率が87.9%の中では難しい状況であるとの答弁でありました。

認定第6号下水道事業特別会計について、委員より、久賀・大島地区の下水道計画の進捗状況と収支計画はとの質問に対しまして、平成23年度に基本計画、平成24年度に都市計画法による都市計画決定及び認可、下水道法による5から7年の期間事業量の下水道計画区域決定の作業を進めている。収支については、平成47年度を基準として収支状況を示した財政計画を作成しているとの答弁でありました。

また、委員より、事業計画に当たっては、今までの実績等をもとに収支状況を考慮した計画を立てていただきたいとの意見がございました。

認定第7号農業集落排水事業特別会計について、委員より、使用料の滞納分の徴収対策に努めてほしいとの意見がありました。

認定第8号漁業集落排水事業特別会計について、委員より、使用料の滞納分の徴収対策に努めてほしいとの意見がありました。

次に、環境施設課関係では、認定第1号一般会計について、質疑はありませんでした。

次に、生活衛生課関係では、認定第1号一般会計について、委員より、東和・橘地区の方は大島斎場を利用しているか。また、橘斎場の葬儀場が竣工すると利用率も上がるかとの質問に対しまして、火葬場利用者のうち、東和地区から17件、橘地区から24件の方が利用があった。大島斎場は葬儀場が使えるから、家で葬儀ができない東和、橘地区の方も利用している。来年の4月から橘斎場でも葬儀場が使えるようになると、東和、橘地区の方の利用はもちろん、久賀地区の方も利用がふえると考えられる。

また、橘斎場は火葬場と葬儀場が別棟なので使い勝手は良くなるとの答弁でありました。

太陽光の補助金について、前年度の件数との比較は、補助金アップ等の考えはあるかとの質問に対し、平成22年度は25件、平成23年度は38件であったので、前年度と比較して13件の増となっている。補助金については、国の補助金は毎年減っているが、町としては今までどおり、1キロワット当たり1万円の補助を続ける予定との答弁でありました。

滞納家賃の前年度との比較はどうかとの質問に対して、平成23年度末現在の累計額は5,661万5,697円で、前年に比べ、約262万円の増となっているが、理由としては、平成23年度現年度分の収入未済額の約712万円と平成22年度以前の収納額約450万円との差額である。滞納分については、引き続き、税務課徴収対策班と連携をとって徴収に当たっていききたい。生活衛生課としては、現年度分に重点を置き、滞納にならないように、訪問指導により分納相談するなどして徴収に当たっていくとの答弁でありました。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。議長（荒川 政義君） 建設環境常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

建設環境常任委員長に対する質疑はございませんか。平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 14番、平川です。委員長にちょっとお尋ねします。先ほどの委員長報告の中で、認定第7号、認定第8号において滞納分の徴収対策についての質問があったということですが、認定第6号下水道事業特別会計においては、久賀・大島地区の下水道計画の進捗状況と収支計画の質問があったということです。平成23年度の下水道ですが、維持管理費と地方債の残高、それと滞納分等の質問があったかどうか。あったとしたら、その内容を教えてほしい。

それと、もう一点、認定第5号の簡易水道事業特別会計の認定でございますが、ここで、いわゆる基本料金と使用料金ということで、以前から住民のほうからあるんですが、独居の方とか、病院に入院された方、それが基本料金だけは当然いるんですが、ほとんど使っていないでもその料金を払わなきゃいけない。また、单身の方も、2カ月のうち外食とか等々で、そういった方はもう基本料金プラス使用料金はほんのわずかでも払わなくてはならない、そういう質問があったかどうか、ちょっとお尋ねします。

建設環境常任委員長（安本 貞敏君） お答えいたします。

最初の御質問でございますけれど、滞納分についてはやはり年々金額が上がってきておるということで、滞納者と町の税務課の対策班ですか、担当課のほうと協議しながら、強力に、そして滞納者と御相談し、分納とかいろんな方法を取りながら、協議して収めていただくように御協力いただくということで努めてまいるということでございました。

それから、後ほどの件については、質疑ありませんでした。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） ほかに。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 1つはですね、いわゆる補助団体のうち商工会及び観光協会につ

いて、私は、団体補助ではなしに、できるだけ事業費補助に変えていくと、そのためにも決算においては、町の補助金が具体的にどのように使われたかという部分の資料提出を求めて議論をしてくださいというのは、付託以前にもずっと言ってきました。各団体から、決算状況が出されちよるといふふうに思われますが、その資料に基づいて、例えば観光協会でしたら、各事業費の決算状況があります。それに対して、それぞれ町補助金がどのくらい充当されたかという部分についての決算が提出されたらわかりやすいじゃないかということで、一昨年あたりから提出がされておりますが、今回その資料が提出されたのか。そしてまた、その提出がされたとしたら、その資料等について質疑があったのかどうなのか、その辺を1点聞きたい。もう一点は担い手育成事業について、先ほど委員長が報告されました。2名についてということで報告がされましたが、実際的に、例えば、今はそういう政権の中でこういう方向でやりますと。しかし、今度また政権交代があったら、また途中で打ち切るようなことがあったり、いろんな状況が起こったりするのではないかということで、それに対して、やっぱり引き続き必要な事業として、町が単独でもその事業を行っていくというような立場からね、質疑があったのかどうなのか、その点について聞いちょきたいというふうに思います。

建設環境常任委員長（安本 貞敏君） お答えいたします。

最初の御質問でございますけれど、観光協会あるいは商工会、どちらのほうも資料を出していただいて説明を受けました。例えば1例でございますけれども、人件費についても、観光協会の場合は、職員さんがあちらへ行って、こちらへ行ってとか、いわゆる重なってするといいますが、なかなかその辺の区分けがわかりにくいということの回答がありました。

それから、担い手のほうでございますけど、委員の中からやはり5年、7年という補助期間を経て、果たしてその方々が食べていけるのか。いわゆる農業に取り組んでいただいて、なかなか非常に現状は厳しいものがあるので、さらに町のほうとしてサポートしてあげてほしい。せっかく本人のやる気もありますし、また、町のほうも補助しながら、援助しながらしておるんですが、やはり、途中でやめたということにならないように、元気づけてあげて、そして、そのサポートしながらやってほしいという強い御意見がございました。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） はい、広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 商工会にしても、観光協会にしてもそれぞれの部署ごとに必要な事業を行っているということの認識はあります。ただ、実際的に、総人数、例えば観光協会として、また、商工会として、何人雇用して、それに当たっちょる。臨時の職員は何人ですよというのがわかる資料は当然提出されちよると思うんですが、あったですか、なかったですか。その辺をちょっと聞いちょきたいんですが。

建設環境常任委員長（安本 貞敏君） お答えいたします。

今の商工会のほうで申し上げますと、監査委員さんのほうから、そういう中身がよくわからないという御指摘があったようでございますけれど、県の商工連合会のほうの様式に基づいて記入しておられるということで、ちょっとその辺が難しいところがあるので、細かくできるもんなら提出してほしいという指導をしていくという回答であったように思っております。

以上です。（「観光協会のほうは」と呼ぶ者あり）観光協会のほうも、特に人件費について質疑がありまして、先ほど申し上げましたけれど、やはり1人の職員さんが、あっち行ったりこっち行ったりということで、どっちの事業をやった、こっちの事業をやったということの仕分けができないということの回答であったように記憶しております。だから、1枚の報告書をもとに、はっきりしたことがなかなかこうつかみにくい。かなり大きな事業、イベントあたりをやっておられるんですけど、なかなかその辺が読みづらいといいますが、わかりにくいという点があるという回答であったように思っております。

以上です。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。建設環境常任委員長、御苦労さまでした。

以上で各常任委員長の報告並びに質疑が終わりましたので、これから、討論・採決に入ります。議案第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。これより、起立による採決を行います。議案第1号平成23年度周防大島町公営企業局事業会計積立金の処分について、委員長の報告は可決とするものであります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

認定第1号討論はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 私は、認定第1号、反対の立場から討論していきたいというふうに思います。

私はいつも、地方自治体と国の関係について、討論に加えております。そういう中で、今回特になぜかというところから入りたいというふうに思います。

地方自治体は、国のそのときどきの影響を受けるのが第一。これは、既に行政経験の豊富な椎木町長は御存じだろうというふうに、私は考えております。国の悪い政治、そのときどきの政治を改めなければ、地方自治体でいうと周防大島町の政治も基本的にはよくなりません。特に、地方自治体に対する実際的な国、県等を通じて出されるお金、これが大きいという点はまず最初に言っておきたいというふうに思います。

その状況の中で、合併時、国の影響はどうだったのかということからさかのぼりたいというふうに思いますが、合併時、このときは、自民党・公明党政権でしたが、三位一体の改革という名前のもとで、非常に地方自治体、周防大島町は困難を帰しました。財源的にですね。いわゆる交付税の大幅なカット、当時議論しておったんですが、広義の交付税が約12億円、3年余りでカットされた。そのことに対して、町政がどのような政治をするのが、私は23年度においても必要な、いわゆる手立てではなかったかというふうに考えております。

また、それだけではなしに、国の影響としては、いわゆる福祉や年金に関わる自然増分、これが全国で2,100億円余りくらいカットされちよる。そういう中で地方があったわけです。だから、その当時の悪い部分を椎木町長はどういうふうに手当てをしていくか。これが、町長の大きな仕事だろうというふうに私は位置づけております。その点で政権が変わって、民主党政権になるとともに、椎木町政自体も、いわゆる予算、財源的にもかなり変化が起こった。これはまぎれもない事実だろうというふうに思います。しかし、実態としてはかなり旧政権の悪い部分を引き継いでおるので、実際的には困難部分もある、というふうに考えております。

そういう中で、周防大島町、23年度も含めてであります。概算で、11億円くらいは実際的には財源的に有利になった。これは間違いなく、大型交付金という名前でそれぞれ決算を迎える直前に国が決定して、執行するのがそれぞれ3月ころになりますから、ほとんどが繰越金という繰返しでありました。

そうした中で、実際的には、町長はよく、運も実力のうちというふうに言われますが、やはり実力ならそういう交付金をどういうふうに使っていくのかというのが大事な仕事なんです。

特に、私がこの討論の中で強調したいのは、町長自身は、自分評価として財政調整基金これをためたんだ。そしてまた、返済もやってきたんだということを言われておりますが、実は、地方政治においては、財政調整基金を積み立てることが仕事ではなしに、できるだけ早くその時々の財源をつかんで、そして遅れておる部分、私が言うのは、暮らしや福祉や環境整備に充てる、これが椎木町長の仕事ではなかったか、というふうに考えます。

そういう中で、23年度、普通交付税と特交で88億3,219万円あまり、臨時財政対策債を加えると、歳入全体の中で59.7%を占めるという状況であります。そういう状況であり、翌年度繰越金をふやすのではなしに、そのときどきに使ったら、私はもっともっと町民の身近な

要求、そしてまた民生所管の暮らしや福祉にかかわる部分、これが豊かになったのではないかというふうに考えております。そのちょっとした立場が違うということなんで、予算執行のあり方、これが違うんだということを明確にしちよきたいというふうに思います。

22年度繰越金は8億8,809万円、23年度が11億5,206万円、これがこの時期の、9月の、実際的には、補正予算の財源になるんです。そして補正予算の財源になって、実際的には、財政調整基金、ここに積み立てるわけです。ですから、結局は、基金は膨大な額になります。質疑で明らかにしたように、30億円を超えるという状況になりました。私は無駄遣いをしてまで浪費せえという立場じゃありません。しかしですね、やはりきちっと町民の状況をつかまえて、予算執行者たる椎木町長は、町政運営を行うわけであるということをおえて言っておきたいというふうに思います。だから、全体としては賛成できないんだということでもあります。

ただ、皆さん方御承知のように、合併が16年ですね。それで17、18、19年、これが先ほど言いましたように、民生にかかわる部分は、非常にサービスは落とされ、負担は高くというのが集中した時期です。ですから、その辺に、椎木町長は、第一の仕事の部分があるというのが私の論です。そういう中で反対すると。ただし、全否定ではないということは、私はいつも言うとります。全てを否定するものではないということも触れておきます。

23年度については、御承知のように旧大島町で、いわゆる合併前に過疎計画に上がったちょっと各屋代川に沿った橋の改善、これも耐震の範囲でできたかなというふうに思うております。また、住宅リフォーム助成事業、これは予算計上する前に、町長のほうにお伺いして、柳井民主商工会の皆さんと行ったんですが、これはすごい役に立つ制度だからぜひ予算計上してくれと。概算としては、やっぱり200件くらいを初年度やったらどうでしょうかという提言をしたら、町長自身も、既に秋田で住宅リフォーム助成事業の影響を調べて予算計上する予定だったんで、ちょうどタイミングよく事業が進んだというふうに思います。また、各議員の皆さん方も、この面じゃあ、良かったかの、というふうに考えておられると思います。私自身、町長のいわゆる予算運営について、できるだけ早く予算の財源をつかんで、それを町民のための暮らしや福祉、これに充てていくという立場が不十分ではなかったかという立場から、反対討論としたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。認定第1号平成23年度周防大島町一般会計歳入歳出

決算の認定について、各委員長の報告は認定するものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

暫時休憩をいたします。40分まで。

午前10時30分休憩

.....
午前10時43分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第2号、討論はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 反対の立場から討論しておきたいというふうに思います。

国保会計を見てわかりますように、23年度の国保会計の特徴それまでと若干違います。言いますのが、実際的に6月本予算方式という形をとりました。その内容としては、医療費の状況をより適格につかめるとというのが1つの言い分でありました。

その中で、何で反対するのかということであります。御承知のように国民健康保険税は先ほど委員長の報告にあったように、1世帯当たり及び1人当たり、かなり多額な引き上げをされました。私は引き上げする必要がないという立場で予算のときに反対しました。結果としてどうでしょうか、という点です。例えば、一般会計から国保会計に繰り入れました。これは町にとってはかなり多額の繰り入れだったろうというふうに考えております。その中で、実際はかなりの引き上げが本当に必要だったかどうかというのは、検証せんにゃあいけんというふうに思います。

1つの特徴が23年度最後の国保会計で、実際的には基金のほうに4,000万円余り積み立てました。そしてまた、決算の段階で私がいつもよく批判するのが繰入金調整という格好の中ですべきじゃないということを指摘しておりました。

さっき一般会計のときに、他会計繰出金等、諸費部分で実際的にはかなりの不用額を出しちよるじゃないかという言い方をしましたが、実際的には繰出金等で引き上げをしなくてもよい状況ほど、実は繰り入れをしちよったというのも事実であります。

皆さん方はよく笑いますが、今の国保世帯の状況は笑うことができないほど追い込まれちよるんだと。実際的には高うて払えんようになちよる。中間層は年額、先日、私に電話がありましたが、税の1.5倍いわゆる所得の1.5倍、その状況にまで追い上げられておるんだという状況なんです。そういう状況をもとに実際考えたら、23年度大幅に国保税を引き上げる必要がなか

った。これが、私の見解であります。

だからこそ、私はあえて討論の中でいつも言うのですが、反対せざるを得ないということであり
ます。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。認定第2号平成23年度周防大島町国民健康保険事業特
別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定するものであります。委員長報告のと
おり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定するこ
とに決定しました。

認定第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第3号平成23年度周防大島町後期高齢者医療事業
特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告
のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定するこ
とに決定しました。

認定第4号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。認定第4号平成23年度周防大島町介護保険事業特別会
計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のと
おり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定するこ
と

に決定しました。

認定第5号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。認定第5号平成23年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。認定第6号平成23年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。認定第7号平成23年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第8号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。認定第8号平成23年度周防大島町漁業集落排水事業特

別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第9号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。認定第9号平成23年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第10号、討論はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 公営企業局企業会計決算について、賛成の立場から討論しておきたいというふうに思います。

実は私は、この4年間必要に応じて賛成の場合はできるだけ討論しようというふうにし続けてきました。その中で、公営企業局については、予算及び決算については賛成討論をしてきました。

その一つの柱が何かと言えば、実際的には公営企業局が運営する、いわゆる3病院、2つの老人保健施設、そして看護学校、これらが公営企業局によって、公営企業法適用下運営されている中で一つはかなり独立性があるんじゃないか。独立した中でそれぞれが企業管理者を中心に執行されてきたんじゃないかというのが一つの考え方です。

もう一つは、いわゆる町立病院という名前を使ったり使わなかったりしますが、あくまで島の中の町民に奉仕するために存在する病院だということです。これは営業を第一に考えてはいけな、とりわけ入院患者を追い出す行為はいけないという立場を私は明確にしてきました。特に先ほどあったように、かなり長期な社会的入院に近い方もおられます。

しかし、今の大島の体制の中では、受け皿がないんだ。結局は、いわゆる医療点数が上がらずに、営業的には厳しいかもわかりませんが、やっぱりきちっと抱えておくべきだと。これが私は公営企業局の大きな仕事である。

だからこそ、仮に一定の赤字を出したとしても、私は存続させていかなければならない、こういう立場であります。

さて、今回の審査に当たっては、1つは23年度収益的収支、それのもととなる各病院ごとの実際的な収入の状況、支出の状況、そして資本的収支、それにもとづく全ての資料提出を求めました。そして、他会計補助金明細書、これを出していただきました。そして患者数、利用者数、学生数の動向、こういうものを準備していただき、私は審議に臨みました。

その中で、私は執行部が委員会の要求を引き継いできたといいますか、かなり努力されてきたという面も資料提出については考えております。

私は、今後ともこの決算を審議する中で各議員さん方がいろんな声、要求を出されましたので、引き続き、公営企業局は相矛盾する部分があるかも知れませんが、やっぱりその町立病院にふさわしい運営をぜひ決算の上でもそういう生きたものであったと、かなりの大きな赤字ではあるが、やっぱり今後とも頑張っていたきたいということを明確にして、賛成討論としちよきたいというふうに思います。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。認定第10号平成23年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第12．議案第2号

日程第13．議案第3号

日程第14．議案第4号

日程第15．議案第5号

日程第16．議案第6号

日程第17．議案第7号

日程第18．議案第8号

議長（荒川 政義君） 日程第12、議案第2号平成24年度周防大島町一般会計補正予算（第

2号)から日程第18、議案第8号平成24年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)までの7議案を一括上程し、これを議題とします。

本会期初日に質疑は全て終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第2号、討論はございませんか。広田議員。

議員(8番 広田 清晴君) 誤解があったらいけないので、反対の立場から討論しときたいというふうに思います。

実は、本補正予算、これです。実際的に見ていただきたいのは、歳入歳出予算のうち、入りのほうです。先ほどの決算から引き継ぎますので、かなり膨大な繰り入れが1つは財源的に太くなっているというのが1つです。例えば、今回の補正の大きな特徴は、地方交付税の補正、これは町債部分で減額分もありますが、実際的には3億1,889万1,000円。これが交付税の増の部分です。

それとあわせてもう一つ見てほしいのが繰越金、9億6,148万3,000円でございます。これを財源として大きくしているというのが入りの特徴です。

それで、もう一つ、ほいじゃあ出のほうでどうでしょうかということで見ますと、実際的には歳出のほうで大きくなっているのが実は財政調整基金への繰出金、減債への繰出金です。これがどうかといえば、初日の議論の中で明らかにしたように財政調整基金が、実に33億円余りあるということなんです。

先ほども決算認定で言いましたけど、無駄遣いは求めないけどこの時期こそ町長の手腕が発揮できる予算財源になるんだということなんです、私が毎回言うのは、やっぱりきちっと今の状況を考えれば、町民が要求する仕事はかなりあるんだということなんです。たしかに各種を通じてのいろんな事業費の増、これはありますが、もっともっと積極予算が組めるんじゃないか、この9月こそ本当は組めるんじゃないかというのが私の考え方なんです。

その立場からして今回の入り、いわゆる翌年度繰越金と交付税の見込み違いといったら表現があれですが、その部分を実際的には積極的運用、町民の暮らしや福祉に使える時期の補正ではないかと、本来的には。とりわけ私がいつも言う合併して本当に17、18、19年にサービスは実際的には低くなっている。そして、負担は重くなった。これを改善することができるのが町長の立場なんだということを明確にしておきたいというふうに思います。

そしてまた、今回の補正の出の部分で、これについては町長がよく言いますが、県内でも有数の使い勝手のええ、住宅リフォーム助成事業、これについて否定はせんし、私たちが要求した部分であるから、当然いいのではないのでしょうかということは反対討論の中に入れちゃきたいというふう思います。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第2号平成24年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第3号平成24年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第4号平成24年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第5号平成24年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第6号平成24年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第7号平成24年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第8号平成24年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第19・議案第17号

議長（荒川 政義君） 日程第19、議案第17号動産の買入れについて（平成24年度周防大島町公用車（塵芥車）購入）を議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第17号動産の買入れ（塵芥車）について補足説明をいたします。

本案の動産の買入れにつきましては、平成10年に購入し、一般廃棄物収集業務に使用してまいりました塵芥収集車（パッカー車）について更新を行い、収集業務のより円滑な推進を図ろうとするものでございます。

町内11業者へ入札案内を行いまして、去る9月4日、1業者辞退及び1業者欠席でありましたが、町内9業者による指名競争入札の結果、周防大島町大字久賀の山口大島車輛が1,037万6,800円で落札いたしました。落札価格に消費税の額を加えた1,089万

5,640円で契約を締結しようとするものでございます。

なお、納車につきましては、平成25年3月15日までに久賀庁舎といたしております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものであります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 1つはパッカー車についてですが、パッカー車は非常に傷みが早いというのが今までも言われておったわけですが、例えば、実際的に他の車両と廃車時期が違うという点では、例えば今まででしたら12、3年使用可能ということ、その時々買入れをやってきたが、実際的にパッカー車についてはどういう状況なのかということについて、質疑をしちよきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 今回更新するパッカー車ですが、平成16年に登録したものの更新であります。走行距離は10万6,275キロで、ことしの7月30日現在の状況です。

それと、環境センターの建設が始まる以前までは、パッカー車で可燃物以外については郡外に出して、走行距離としては13万キロぐらいの更新でやっておったんですが、このたびは10万6,000キロという状況であります。

以上です。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） ちょっとそのパッカー車についてお尋ねをします。今、部長さんの答弁で16年の更新ということですが、この今使われている現在の車両は下取りを入れて幾らなのか。それとも、もう完全に廃車になって幾らもお金が入らないということですか。ちょっとその点をお願いします。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 仕様書に明記しておるんですが、一応現存車両処理費として10万円を記載し、下取り価格はもうありません。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 廃車の費用で逆に10万円引かれるということですよ。10万円下取り金額ですか。そうじゃない廃車費用で10万円支払うような形でしょ。今、1t当たりが、スクラップが2t余りですが、結構なあれなんです、そういう形になるんですかね。ちょっとよくわからないんですが。

再度済いません、お願いいたします。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 今の発注時の仕様では、処分費として10万円の計上をしております。それで下取り諸経費、下取り手続費用として9,000円。これも計上分です。廃車して、金属とかのものについては計上しておりません。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第17号動産の買入れについて（平成24年度周防大島町公用車（塵芥車）購入）、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20．発議第1号

議長（荒川 政義君） 日程第20、発議第1号周防大島町空き家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題とします。

趣旨説明を求めます。今元直寛議員。

議員（7番 今元 直寛君） 周防大島町空き家等の適正管理に関する条例の提案理由を説明申し上げます。

平成20年第4回定例会において、中村美子議員が老朽化した家屋は何とかならないか。さらに、昨年9月定例会では杉山議員が危険老朽空き家対策について一般質問をされ、空き家所有者に管理責任を持たせるための条例をつくる必要があると提言されました。憲法でうたう私有財産という大きな壁が横たわっておりますが、地域の皆様が本当に困惑している状況であり、議長より地域活性化特別委員会に対し、条例制定に向けて調査研究をするよう指示を受けたところでございます。

今日までに島根県江津市、広島県神石高原町への研究視察を行い、また具体化に向けまして11回にわたり委員会で審議し、条例案の作成を行ってまいりました。総務省が平成20年に実施した住宅・土地統計調査の速報によれば、総住宅数のうち13.1%、756万戸が空き家となっております。山口県におきましては15%、全国で9番目となっております。我が周防大島

町の空き家数は4,330戸、全体の32.3%と推計され、大変大きな数字になっております。

高齢化や人口の減少により空き家はますます増加し、生活環境、景観、治安などの悪化が予測されております。埼玉県所沢市では、空き家所有者に適正管理を義務づける「所沢市空き家等の適正管理に関する条例」を制定し、平成22年10月から施行しております。

その後、各地で条例化が進み、県内におきましても萩市、防府市に続き、この6月には宇部市で空き家条例が制定されております。新聞報道によりますれば、全国では50を超える自治体で同様の条例が制定されており、下関市、山口市、長門市、山陽小野田市などでも条例制定に向けて、作業を進めております。

特別委員会では、廃屋の対策はもちろんのこと、空き家を廃屋にさせないための施策も重要であると考え、条例に組み入れているところでございます。

なれない法制執務にのっとりた条例文の作成や条例制定後の運営実施は執行部が引き受けなければならないというところから、委員会と執行部双方の妥協点を見つけるために、若干時間を費やしたところではございますが、委員会全員の思いの詰まった条例案ができたと思っております。議員各位におかれましては、御理解を賜り、できますれば満場一致の御賛同を賜りたいと存じます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 1つは、私有権の制限についてであります。御承知のようにこの条例が執行されますと、例えば、一方には私有権がありますね。その私有権の範囲、これをどう位置づけるかという報告をしていただきたい。公共の福祉の範囲での私有権なのかどうなのかというところ、それが1つです。

それと2つ目として、この条例の範囲は私的所有者の範囲に狭めたものなのか、それとも町、公共施設にかかわる部分も含めるのか。これが2つ目です。

それと3つ目として、私たちには執行権はありませんから、執行部との対応についてであります。条例ができれば、やっぱり執行権者のほうに要請せんにゃいけんという部分がありますから、今、委員長が委員会に出された中でどういう異議があったか、先ほど執行部と協議したということがありましたが、それぞれどういう状況なのか報告していただきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 今元議員。

議員（7番 今元 直寛君） ただいまの広田議員の質問にお答えいたします。

まず、私権利の制限でございますけれども、私ども委員会としましても当初から一番気にしてやっているところでございます。

まず、判例といたしまして説明させていただきますが、公共の福祉を害するような財産権の行使は、憲法でも民法でも適法な財産権の行使として保証されていないものであって、憲法、民法の保証する財産権の行使の範囲外であるから、これらの行為を条例で禁止処罰しても、憲法及び法律に抵触するもの、また逸脱するものではないとは言えないということでございます。そういう判例でございますので、これから良好な環境や生活環境を疎外する不動産を在りさせることが公共の福祉に適合しない物と判断できれば、憲法で保障する財産権の範囲外となり、それに対して制限を課することは可能であるというふうに解釈をしております。

2番目のこの条例の範囲、これが私有地、公共有地のどちらも対象であるかという御質問だと思うんですが、条例の定義にありますように、この空き家というのは、本町の区域内に所在する建物、建築物です。常時無人の状態にあるもの又はその敷地をいうと定義でうたっております。この項に該当すれば、当然公共施設も対象になり得ると考えております。ただし、いわゆる空き地と申しますか、建物に付随しない空き地、これに関しては対象外ということになります。これにつきましては、将来必要あらば、その段階でまた取り決めていけばいいんじゃないかというふうに思っております。

それから、今の広田議員の質問は、恐らくこの条例の11条に抵触する部分じゃないかなと思うんですけども、支援という項目です。この、いわゆる町長の支援、町長は空き家等の所有者に対し、空き家等の適正管理について必要な支援をすることができるというふうになっております。

委員会で、いろいろと意見が出ました。その中でまず総合支所に既に備えつけてあります鎌、くわとか、その他いろんな道具関係、ツール関係の貸し出し。それから解体をするという相談を受けた場合にスムーズにいくように業者のあっせん、なお今、町のほうで動いております空き家バンクに登録することのあっせん、貸家としてあっせんするなどソフト面の支援、これを考えております。それから解体費用の助成などの要望が今も出ておりますし、これからも出る可能性があります。

しかし、先ほど広田議員もおっしゃいましたように、私どもは執行者ではありません。その段階で、執行部のほうからそういうことが出ますれば、議会といたしましても全面的に協力してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 中本議員。

議員（12番 中本 博明君） ちょっと質問がずれるかもわからんが、この支援というのは、もし、解体は絶対せにゃいけん、もう倒れかけちよる家ですよね。本人に金がなかったら町が支援するのか、この解体費用。

それともう一点は、もう一つはまた別の問題ですが、持ち主がもう死亡したんです。死亡して、その親族がどこにいるか、住んでいるかわからない場合なんか町長が支援するのか。そのところを。

議長（荒川 政義君） 今元委員長。

議員（7番 今元 直寛君） 今の質問ですが、一番この条例の中で肝心な部分を占めるところでございます。

最初から、これをずっと読んでいただければわかると思うんですけども、まず情報提供というのがありまして、その地元の方から情報を提供してもらおうと。それによって町のほうが調査する、という大ざっぱに言えばです。そういう形で、それでこれは明らかに空き家だということが認定された段階で、先ほどの住所が必要になってきます。そういったものに関しても執行部のほうが調査して追っかけるというシステムになっております。それで、まずは実態調査の後、助言をしましてそれから次の段階で指導をします。それからなおかつ勧告をし、それから名前の公表です。そういった段階を追ってまいります。

ただ、ほかの市町村によりましたら、最終的に、行政代執行というところまでうたっているところございますけれども、これは今回のこの条例ではうたっておりません。

議長（荒川 政義君） 中本議員。

議員（12番 中本 博明君） わしが、今2点言うたのはね、もうその壁に当っちゃうんですよ。もう町がどうしようもないって言うんです。それをこの条例が出てきて町長が支援するというから、町が金を出すのか。我々が10年ぐらい探したんです。町なら探すことができると思うんですが、そういうこともしてもらえるものか。そこをはっきりしちよってほしいんです。

議員（7番 今元 直寛君） 今、2番目のまず不在者っていいですか、その辺の住所というのはあらゆる手を尽くして探していくということを考えております。

それから、今、補助的なこの建物を壊す場合の、その補助をする援助をするということは、今の段階では考えておりません。それはまた次の機会に、また別の機会に回したいというふうに思っております。この条例ではうたっておりません。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。田中議員。

議員（1番 田中隆太郎君） もし、この条例が制定されるとしたら、これは相続にも非常に関係してくるので、どのように周知徹底するのか。ちょっとそこのお聞きしたいと思います。

議長（荒川 政義君） 今元委員長。

議員（7番 今元 直寛君） 今の田中議員の質問そのものがちょっと理解できない。

議長（荒川 政義君） 田中議員。

議員（１番 田中隆太郎君） 相続者が町外にいた場合なんかは、当然その相続権利がある人に自動的に５０日たったら相続が行くと思うんです、申し立てない限り。自分のほうから裁判所に。そういう人に、早よ言うたら財産価値が都会のようにあればいいですけど、ない。山の上に畑があって家がある、密集地にあったという場合は相続放棄をする場合もありますから、広く周知徹底してあげないと不利になる人が出てくると思う、私は。そこをどういうふうに考えているか。

議長（荒川 政義君） 今元委員長。

議員（７番 今元 直寛君） まず相続をする場合、その場合、この条例が今回制定されたということは、必ず文書をもってお知らせするというのを原則として考えております。

議長（荒川 政義君） 田中議員。

議員（１番 田中隆太郎君） 住所がここ不在の人に文書でやるというのは、ちょっと難しいんじゃないかと私は考えるんですが。

議長（荒川 政義君） 今元委員長。

議員（７番 今元 直寛君） その点も委員会のほうでもいろいろ検討しました。

それと執行部とも話しまして、いろんな税務課とか、そういったところの過去のデータを持ち寄ってやれば、ある程度はいけるんじゃないかということで、そういう方法を持って知らしめていこうというふうな考え方でございます。

議員（１番 田中隆太郎君） 周知徹底をお願いしたいと思います。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。今元委員長、御苦労さまでした。

これより討論を行います。討論はございませんか。魚谷議員。

議員（１３番 魚谷 洋一君） 発議第１号周防大島町空き家等の適正管理に関する条例の制定について、賛成の立場から討論をいたします。

現在、町内でふえている空き家等に関して、その管理が不十分のゆえに周辺の方々に多大な迷惑がかかる事例が多く見受けられ、日常生活が脅かされる危険性すら出かねない事例もございません。

事情や原因はいろいろ考えられますが、また、以前は周辺の人たちや関係者の方々に解決できていたこともありますが、地域の人口の減少や高齢化等により、そして所有権、財産権の問題や個人情報等の問題も絡んで事情が複雑になり、ほとんどが解決できない状況ではないでしょうか。

また、放置された空き家では、家屋や塀などの倒壊、庭の雑草や樹木等の剪定がなされないことによって、交通障害や害虫の大量発生が起こるなど、近隣住民の日常生活に多大な迷惑をかけ

る状況が生まれます。その上、ごみの不法投棄を助長したり、放火による火災の誘発がなされるおそれもあります。

近い将来起こるであろう地震や、また、台風などの自然災害に備えて、空き家を管理不十分のまま放置しておくなら、いざ自然災害が起きた際に倒壊等で被害を大きくしてしまう可能性が大きく、決して看過されるべき問題ではありません。

この条例は、生活環境の保全、安心・安全なまちづくり、そして利用可能な空き家等を活用した地域づくりをその目的としています。現在をしっかりと見据え、これをきっかけに町民の意識啓発になり、町民の皆さんや地域、行政の取り組みが、今以上に連携をしてこれからの地域づくりがよい方向に向かうことを願いつつ賛成討論といたします。

言葉は足りませんが、議員各位におかれましては、この条例の制定意義等を十分御理解いただき、賛成をいただきますようお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。安本議員。

議員（9番 安本 貞敏君） 発議第1号周防大島町空き家等の適正管理に関する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

近年町内では、空き家が点在し廃屋となった家屋が見受けられます。このような状況は、高齢化や過疎化により今後もふえていくのではないかと懸念され、空き家等の適正管理を促す体制を整えることが急務であると思えます。

地域住民の方から、放置された家屋があつてとても迷惑をしておる。何とかしてほしい。こういう声を聞くわけでございます。放置された空き家等では、瓦の落下や建築材料の飛散、庭の樹木や雑草の繁茂によって交通障害や害虫が発生するなど、近隣住民の日常生活に多大な迷惑を及ぼしておるわけでございます。

このようなことから、空き家の所有者等の責務を規定し、個人で解決が困難な場合は、所有者や自治会、町などが相互に連携をして、空き家等の適正管理を推進していくことが必要であると思われまふ。本条例が制定されることによって適正な管理が行われていない空き家の所有者等に対して、一定のルールに則した対策を進めていくことができますし、条例制定の趣旨や、条例文を周知することにより、所有者等に適正管理を促す啓発や効果が期待できるわけでございます。

本条例は、空き家等の適正な管理に必要な町の支援を条文に組み込み、生活環境の保全や防犯、防災等安全・安心面での空き家等の管理にとどまらず、空き家等の有効活用も目的としております。

以上によりまして、発議第1号周防大島町空き家等の適正管理に関する条例の制定について、

賛成するものであります。どうか、よろしく願いいたします。

議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回設置をする周防大島町空き家等の適正管理に関する条例制定について、賛成の立場から、一応、追加的な討論をしておきたいというふうに思います。

言いますのが、私たち議会が設置する条例であっても、実は町も拘束されるというのは私は間違い。その時々町政も拘束するものだというふうに私は認識しております。そういう中で、さっきからあったような支援部分、これも当然私は必要になってくるというふうに考えております。その時々町長が、どのように行政執行する、いわゆる行政執行者としてするかというのが問題なんです。

一つは、今後の作業として私は規則等も追加していく必要があるんじゃないかというふうに考えておる。これ1つです。

それと、もう一つは、やはり私は私有権といえども、必要な処置を行政は取る必要性があるという立場であります。と言いますのが住宅リフォーム事業についても、私提案するとき町長に言ったんですが、仮に今までは私的所有権に町が、また自治体がお金を出すのはおかしいんじゃないんかちゅう議論がありました。やっぱり今の景気動向を見てから緊急的な必要性がある、いう部分を町長自身も認識されておりましたので、当然私はその時々町長がきちっと仕事をすれば、この条例に沿ってやっていただけないかというふうに私は考えております。

これが私の賛成の、今、既に議員各位が言われましたので、ダブるところはやめて、その点で賛成討論としちよきたいというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。発議第1号周防大島町空き家等の適正管理に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時38分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21．岩国基地関連対策特別委員会における「岩国基地関連の対策について、関係機関との連携、情報の交換を通して最良策を構築すべく調査研究」の報告について

議長（荒川 政義君） 日程第21、岩国基地関連対策特別委員会に付託されております「岩国基地関連の対策について、関係機関との連携、情報の交換を通して最良策を構築すべく調査研究」の報告についてを議題とします。

本件について、杉山岩国基地関連対策特別委員長の報告を求めます。

岩国基地関連対策特別委員長（杉山 藤雄君） 岩国基地関連対策特別委員会を代表いたしまして、報告を行いたいと思います。

平成22年12月の第4回定例会において、本特別委員会の調査研究の期限延長により「岩国基地関連の対策について、関係機関との連携、情報の交換をとおして、最良策を構築すべく調査研究」を継続してまいりましたので、その概要を報告させていただきます。

昨年10月、国内に1ヶ所しかない軍民共用空港である三沢空港の運用、利用状況の現地調査を常任委員会合同行政視察で行っております。岩国錦帯橋空港も2カ所目の軍民共用空港となり、開港にむけ準備が進んで来たところです。本年6月には羽田雄一郎国土交通大臣が12月13日開港の方針を明らかにし、8月21日には運航ダイヤ・運賃が公表されました。

我々が待ちに待った開港の一方、降ってわいたような情報もたらされたのは、6月中旬のことでした。6月11日に防衛政務官が山口県庁と岩国市を訪れ、垂直離着陸輸送機MV22オスプレイの岩国基地一時駐機が要請されました。

周防大島町議会として、墜落事故など問題の多いオスプレイを沖縄県に配備する前の先行搬入は認められないと、6月定例会におきまして「MV22オスプレイの岩国基地への先行搬入に関する意見書」を全会一致で採択いただき、内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長に提出したところでございます。また、7月18日には特別委員会を開催し「MVオスプレイの岩国基地への先行搬入について」を議題とし、これまでの状況について椎木町長より説明を受けたところでございます。

8月30日森本防衛大臣が山口県庁、岩国市を訪れ、モロッコの墜落事故に関する検証結果を説明されましたが、知事、市長とも安全性に対する判断を保留した模様です。

当委員会の調査研究期間は私どもの議員任期までとなっております。防衛問題は国の専決事項であり、これからも国と山口県、岩国市を含む関係市町との間で協議・話し合いで解決できることを期待しております。

以上、これまでの状況について報告させていただきました。

終わります。

議長（荒川 政義君） 以上で、岩国基地関連対策特別委員長の報告を終わります。大変御苦労さまでございました。

. . .

日程第 2 2 . 地域活性化特別委員会における「大島大橋（国道 4 3 7 号）を活かした地域活性化に向けての調査研究」の報告について

議長（荒川 政義君） 日程第 2 2、地域活性化特別委員会に付託されております「大島大橋（国道 4 3 7 号）を活かした地域活性化に向けての調査研究」の報告についてを議題といたします。

本件について、今元地域活性化特別委員長の報告を求めます。

地域活性化特別委員長（今元 直寛君） 地域活性化特別委員会を代表いたしまして、委員長報告をさせていただきます。

平成 2 2 年 1 2 月の第 4 回定例会において本委員会が設置され、「大島大橋（国道 4 3 7 号）を活かした地域活性化」に向けての調査研究を行ってまいりました。

調査結果につきましては、お手元に配付しております報告書（写）と併せまして概要をご報告申し上げます。

本委員会では、委員会を 1 1 回開催し、視察研修を 2 箇所を実施いたしました。

まず、空き家等の適正管理に関する条例の制定については、6 月の全員協議会において途中報告を行い、その後も協議を重ねまして、今定例会において議員発議により上程し、先程可決されたところでございます。高齢化や過疎化等により、地域の中で空き家等が点在し、利用されることなく廃屋に至った空き家が見受けられ、今後も増えていくことが懸念されます。こうしたことから、地域住民の生活環境の保全、安全安心なまちづくり、そして空き家等の利活用についても町の活性化として取り組む必要があるのではないのでしょうか。

次に、空き家の活用及び定住促進については、島根県江津市にある N P O 法人結まーるプラスと広島県の神石高原町役場に赴き、地域活性化のための空き家活用や空き家バンクを活用した定住促進について視察研修を行いました。

次に、地域の課題については委員より多くの課題が出されましたが、報告書にございますように早急に対処する必要がある 5 つの課題に絞り込んで、調査研究を行いました。調査研究を行う

にあたり、現状把握のため執行部より説明を受け、委員から質疑及び意見が出ました。

中学生の医療費の無料化については、財源的に実施は困難ではありますが、県内の状況を見ますと、中学生までの無料化を行っているところは3自治体、小学生までの無料化は本町を含め2自治体と、本町は県内でもサービスの高いところと認識されます。

竹林問題については、県の森林税を財源にした伐採やタケノコの生産拡大、竹炭等の有効活用について調査をいたしました。

不耕作地の整備については、耕作放棄地の発生防止や活用など国の補助事業を含めた取り組みが行われています。

県道未整備区間の着工要望については、県への要望を最優先で行うよう意見がありました。

県道4号線大島環状線道路沿いの振興策については、旧田布施農高分校の施設活用による事業の取り組みや海の市などが上げられますが、観光客等に対して、わかりやすい看板設置が望まれるとの意見がありました。

なお、環境保全等のための自主財源の確保を目的とした自動販売機の設置及び入島税についても調査研究を行いました。

自動販売機については、設置場所の確保が困難な状況で設置まで行うことができませんでした。

入島税について、実施自治体の多くは船や飛行機、橋の通行料金と併せて徴収されています。本町の場合、大島大橋の通行料は無料であり、新たに徴収するための設備投資のコストや観光客の減少が予測されることから、入島税の導入は困難と考えます。

以上、簡単ではございますが、地域活性化特別委員会の調査結果の報告といたします。

議長（荒川 政義君） 以上で、地域活性化特別委員長の報告を終わります。大変御苦労さまでした。

日程第23．議会広報編集特別委員会における「議会広報の編集・発行」の報告について
議長（荒川 政義君） 日程第23、議会広報編集特別委員会に付託されております「議会広報の編集・発行」の報告についてを議題といたします。

本件について、平野議会広報編集特別委員長の報告を求めます。

議会広報編集特別委員長（平野 和生君） それでは、議会広報編集特別委員会の委員長報告を行いたいと思います。

平成22年第4回定例会において、委員が選任され付託されました「議会広報の編集・発行（年4回・定例会ごと）、及びケーブルテレビによる議会放映に関する調査研究」について、結果を報告いたします。

発行回数等については報告書のとおりであります。広報発行に当たりまして、各過程、作業

内容などについて報告をさせていただきます。

平成22年12月定例会で私たち6名が再任されて以来、各定例会の終了後直ちに、議会だより「こちら議会広報部」の編集にあたり、町の協力をいただいて各家庭に配布してまいりました。また、ケーブルテレビによる議会放映に関する調査研究も実施し、議会中継に向けて3月の定例会で報告したところです。

広報発行に関して少し申し上げますと、定例会終了後直ちに編集作業に入りますが、発行日までの期間はわずか25日程度であり、校正から印刷の所要日数を除くと12～13日でまとめ上げなければなりません。第24号から第30号まで発行してまいりましたが、各号とも議会終了から1週間以内に午後1時から5時までかけて編集を行い、その後1週間以内に第1回目の校正、5日以内に第2回目の校正をし、その翌日に委員長あるいは副委員長が最終的に目を通して、誤字、脱字等を確認して印刷にかかる運びとなります。

原稿依頼、写真撮影、レイアウト、見出し、2日におよぶ校正とどれ一つとっても大変な作業であります。

町民の皆さんから「こちら議会広報部の表紙がカラーになって華やかになった」、「議会だよりを読んでいきますよ」とか、「もっと議論の内容を知らせてほしい」とかいう声を聞きます。特に一般質問に対する関心が強いように思われます。こうした町民の皆さんの声が私たちにとって大変励みになります。

字数に制限がありますので、原稿を書かれる方は苦勞が多いと思います。

質問項目を全部書けない場合もありますし、答弁内容は結論だけ短く書かねばならない場合もあります。

もっと紙面に余裕があれば、皆さんの研究の跡がにじみ出た、各委員会での討論内容等も掲載することができます。そうすれば、ますます議会と住民のパイプ役としての議会だよりになるように思われます。

先月、開催されました山口県町議会議長会主催の町議会広報研修会では、各町議会の広報誌を持ち寄って広報クリニックと題して専門家の指導をいただいたところです。

このたびの任期中には、「ケーブルテレビによる議会放映に関する調査研究」を付託され、3月定例会で報告したところです。6月定例会より議会中継にこぎ着けることができ、9月定例会からは周防大島チャンネルで録画放送を流していただけるようになりました。録画放送の時期については、配布しております「CATV議会録画放送イメージ」をご覧くださいと思います。その他、機器が整えば、DVDに記録し図書館などに置きたいと思っており、議会活動をより多くの住民の方々に知っていただければと願っております。

今後、さらにこの議会広報が充実し、住民から関心を持たれ愛されるような広報づくりと発行

ができることを念願して、特別委員会の報告を終わります。

ありがとうございました。

議長（荒川 政義君） 議会広報編集特別委員会におかれましては、今期定例会の議会広報の編集がまだ残っておりますのでお忙しいとは思いますが、ひとつよろしく願いを申し上げます。

議会広報編集特別委員長の報告を終わります。大変御苦労さまでした。

日程第24．議員派遣の件について

議長（荒川 政義君） 日程第24、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配布したとおり、議員を派遣いたしたいと思えます。

これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま可決された議員派遣の内容に、今後変更を要するときはその取り扱いを議長に御一任願いたいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて平成24年第3回定例会を閉会をいたします。

さて、今期4年間の最後の定例会が閉会をいたしました。10月28日の町議選の投開票に向け再選を目指す方、御勇退を決意された方、それぞれの選択をされていると思えますが、議員各位におかれましては本当に御苦労さまでございました。今後とも、町活性化のためお互いに協力をしてまいりましょう。

また、椎木町長におかれましては、同じく10月28日投開票の町長選再選に向け、御健闘をお祈りいたします。

事務局長（中尾 豊樹君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時59分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年12月18日

議 長 荒川 政義

署名議員 新山 玄雄

署名議員 平野 和生

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員